十一～十三　（略）
（削る）
十四　（略）
（削る）
十五　（略）

2　法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　（略）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　（略）

一　生活介護　第三十四条の九第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
二　就労継続支援A型　第三十四条の十七第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
三　就労継続支援B型　第三十四条の十八第一項第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第一項第四号、第三十四条の十八の三第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護　第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項
二　療養介護　第三十四条の八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項

十二～十四　（略）
十五　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
十六　（略）
十七　役員の氏名、生年月日及び住所
十八　（略）

2　法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一・二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二　法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　生活介護　第三十四条の九第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員
二　就労継続支援A型　第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員
三　就労継続支援B型　第三十四条の十八第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三　指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第一項第四号、第三十四条の九第一項第四号、第三十四条の十一第一項第四号、第三十四条の十二第一項第四号、第三十四条の十四第一項第四号、第三十四条の十五第一項第四号、第三十四条の十六第一項第四号、第三十四条の十七第一項第四号、第三十四条の十八第一項第四号、第三十四条の十八の二第一項第四号、第三十四条の十八の三第一項第四号及び第三十四条の十九第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護　第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
二　療養介護　第三十四条の八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項